

防衛特別法人税の申告書様式

令和7年5月
国 税 庁

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、**令和8年4月1日以後に開始する事業年度から**、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。

(注1) 防衛特別法人税額が0であっても申告は必要となります。

(注2) 中間申告書は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から提出する必要があります。

防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となっています。ただし、別表一及び別表一の二の様式では、防衛特別法人税の記載欄は法人税及び地方法人税の記載欄とは別葉になりますので、提出を忘れないようご注意ください。

(掲載様式)

法人税等別表番号	別表及び付表名	該当頁
別表一	各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分(三枚中一枚目)	2
別表一次葉一	各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分(三枚中二枚目)	3
別表一次葉二	各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分(三枚中三枚目)	4
別表一付表	中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算並びに通算法人の基礎控除額及び基礎控除残額の計算に関する明細書	5
別表一の二	各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分(三枚中一枚目)	6
別表一の二次葉一	各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分(三枚中二枚目)	7
別表一の二次葉二	各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分(三枚中三枚目)	8
別表三(一)	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	9
別表四	所得の金額の計算に関する明細書	10
別表五(一)	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	11
別表五(二)	租税公課の納付状況等に関する明細書	12
別表六(二)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書	13
別表六(二)付表五	通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書	14
別表六(二)付表六	税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書	15
別表六(三)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書	16
別表六の二	外国法人の外国税額の控除に関する明細書	17
別表十八(一)	各通算法人の所得金額等、地方法人税額等及び加算前基準法人税額等に関する明細書	18
別表十九(注)	法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書 地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書 防衛財確法第二十一条第一項の規定による予定申告書	19
別表十九の二(注)	法人税法第四百四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書 地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書 防衛財確法第二十一条第一項の規定による予定申告書	20

(※) 令和7年4月14日公布時点の法人税法施行規則別表、地方法人税法施行規則別表及び防衛特別法人税に関する省令別表を基に作成しております。今後の法改正等により様式の一部が改正される可能性がありますので、ご注意ください。

(注) 令和9年4月1日以前に開始する事業年度において使用する様式は、現行の様式となります。

なお、制度の概要については、国税庁ホームページ「[防衛特別法人税が創設されました](#)」をご参照ください。



 税 務 署		令和 年 月 日		税務署長殿		所管 業種 業種 業種		要 否 要 否		別 表 別 表		※		青色申告		一連番号	
納税地		(フリガナ)		法人名		法人番号		(フリガナ)		代表者		代表者所		整理番号		事業年度 (至)	
電話 () —		通算グループ 整理番号		通算親法人 整理番号		法人区分		事業種目		期末現在の資本金の額 又は出資金の額		円 非中小法人		売上金額		申告年月日	
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの		同非区分		特 定 同 族 会 社		旧納税地及び 旧法人名等		添付書類		貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等 変動計算書又は利益金処分表、勘定科目説明書、 事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、 組織再編成に係る移転資産等の明細書		通 信 日 付 印		確 認		庁 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分	
申告区分		法人税		中間 期限後 修正		地方 法人税		中間 期限後 修正		申告区分		通 信 日 付 印		確 認		庁 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分	

令和 年 月 日

事業年度分の法人税

課税事業年度分の防衛特別法人税

(中間申告の場合 令和 年 月 日)
(の 計 算 期 間 令和 年 月 日)

申告書

申告書

		適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有	税理士法第33条の2の書面提出有	有	

		十億 百万 千 円									
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1									
	法人税額 (77)+(78)+(79)	2									
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3									
	税額控除超過額 相当額等の加算額	4									
	土利課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」)+(別表三(二) の二「25」)+(別表三(三)「29」)	5						0	0	0	
	課税留保金額 (91)+(92)+(93)	6									
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7						0	0	0	
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8									
法人税額計 (2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9							0	0		
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の二「7」)+(別表十七(三)の「3」)	10										
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11										
控除税額 (10)-(10)-(11)と(18)のうち少ない金額	12										
差引所得に対する法人税額 (9)-(10)-(11)-(12)	13						0	0			
中間申告分の法人税額	14						0	0			
差引確定 法人税額 (13)-(14)	15						0	0			
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準 法人税額 (28)+(29)	28									
	課税留保金額に 対する法人税額 (8)	29									
	課税標準法人税額 (28)+(29)	30						0	0	0	
	地方法人税額 (82)	31									
	税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」)	32									
	課税留保金額に係る地方法人税額 (83)	33									
	所得地方法人税額 (31)+(32)+(33)	34									
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の二「7」)+(別表十七(三)の「4」) と(34)のうち少ない金額	35									
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	36										
外国税額の控除額 (34)-(35)-(36)-(37)	37										
差引地方法人税額 (34)-(35)-(36)-(37)	38						0	0			
中間申告分の地方法人税額	39						0	0			
差引確定 地方法人税額 (38)-(39)	40						0	0			
この申告書による還付金額	所得税額の額 (別表六(一)「6の③」)	16									
	外国税額 (別表六(二)「23」)	17									
	計 (16)+(17)	18									
	控除した金額 (12)	19									
	控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20									
	所得税額等の還付金額 (20)	21									
	中間納付額 (14)-(13)	22									
	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23									
	計 (21)+(22)+(23)	24									
	この申告が修正申告である場合の この申告により納付すべき法人税 額又は減少する還付請求税額 (86)	25							0	0	
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)+(別表七(三)「9」 若しくは「21」又は別表七(四)「10」)	26										
翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七(一)「5の合計」)	27										
この申告による還付金額	外国税額の還付金額 (96)	41									
	中間納付額 (39)-(38)	42									
	計 (41)+(42)	43									
この申告が修正申告である場合のこの 申告により納付すべき地方法人税額 (90)	44								0	0	
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額											
残余財産の最 後の分配又は 引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日		令和 年 月 日							
還する金 を受けよう と等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等								
口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		—								
※税務署処理欄											

別表一次葉一へ続きます

税 理 士

		事業年度等		：		：		法人名			
この申告書による防衛特別法人税額の計算	課税標準額	所得の金額に対する法人税額 (2)-(3)+(4)+(6)+(9の 外書)-(別表六(二)付表 六「7の計」)+(別表六 (六)「9の計」+(9の 外書))	45	十億 百万 千 円							
		課税留保金額に 対する法人税額 (8)	46								
	法人税額	基礎控除額 (500万円× $\frac{1}{12}$)又は (別表一付表「9」)	47								
		基礎控除残額 (47)-(45)又は(別表 一付表「13」) (マイナスの場合は0)	48								
		課税標準法人税額 (67)+(69)	49	000							
	防衛特別法人税額 (68)	50									
	税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「21の計」)	51									
	課税留保金額に係る 防衛特別法人税額 (70)	52									
	防衛特別法人税額計 (50)+(51)+(52)	53									
	分配調整外国税相当額及び外国関 係会社等に係る控除対象所得税額等 相当額の控除額 (別表六(五の二)「8」+別表十七(三 の六)「4」-(35))と(53)のうち少ない 金額)	54									
	仮装経理に基づく過大申告の更正に 伴う控除防衛特別法人税額	55									
	外国税額の控除額 (53)-(54)-(55)と(71)のうち少ない金額)	56									
	差引防衛特別法人税額 (53)-(54)-(55)-(56)	57	00								
	中間申告分の防衛特別法人税額	58	00								
	差引確定防衛 特別法人税額(税額とし、マイナスの (57)-(58)場合は(61)へ記入)	59	00								
		この申告による還付金額		外国税額の還付金額 (73)		60		十億 百万 千 円			
				中間納付額 (58)-(57)		61					
				計 (60)+(61)		62		外			
		この申告が修正申告である場合		確定防衛特別法人税額		63					
				還付金額		64					
				欠損金の繰戻しによる 還付金額		65					
				この申告により納付すべき 防衛特別法人税額 (59)-(63)若しくは((59)+ (64)+(65))又は((64)-(62)) +((65)-(62)の外書))		66		00			
		防衛特別法人税額の計算		所得の金額に対する法人税額 に係る課税標準法人税額 (45)-(47) (マイナスの場合は0)		67		000			
				同上の4%相当額		68					
				課税留保金額に対する法人税 額に係る課税標準法人税額 (46)-(48) (マイナスの場合は0)		69		000			
				同上の4%相当額		70					
		外国税額の控除額の計算		外国税額 (別表六(二)「66」)		71					
				控除した金額 (56)		72					
				控除しきれなかった金額 (71)-(72)		73					

別表一次葉一(三枚中二枚目) 令八・四・一以後終了事業年度等分

別表一次葉二へ続きます

		事業年度等		：		：		法人名			
法人税額の計算											
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ($(11) \times 800 \text{万円} \times \frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)		74	000	(74)の15%、17%又は19%相当額				77			
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 $\times \frac{1}{12}$		75	000	(75)の22%相当額				78			
その他の所得金額 (1)-(74)-(75)		76	000	(76)の19%又は23.2%相当額				79			
地方法人税額の計算											
所得の金額に対する法人税額 (28)		80	000	(80)の10.3%相当額				82			
課税留保金額に対する法人税額 (29)		81	000	(81)の10.3%相当額				83			
この申告が修正申告である場合の計算											
法人税額の計算	この申告前の	法人税額	84		地方税法上の	確定地方法人税額	87				
		還付金額	85	外		還付金額	88				
						欠損金の繰戻しによる額	89				
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ($(15)-(84)$)若しくは($(15)+(85)$)又は($(85)-(24)$)	86	00		この申告により納付すべき地方法人税額 ($(40)-(87)$)若しくは($(40)+(88)+(89)$)又は($((88)-(43))+((89)-(43)\text{の外書})$)	90	00			
土地譲渡税額の内訳											
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	91	0			土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)	93	00				
同上 (別表三(二)「26」)	92	0									
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算											
外国税額 (別表六(二)「56」)	94			控除しきれなかった金額 (94)-(95)				96			
控除した金額 (37)	95										

別表一次葉二(三枚中三枚目) 令八・四・一以後終了事業年度等分

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算並びに
通算法人の基礎控除額及び基礎控除残額の計算に
関する明細書

事業 年度等	：	：	法人名	
-----------	---	---	-----	--

別表一付表 令八・四・一以後終了事業年度等分

Ⅰ 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書					
所得金額 (別表一「1」)	1	円	軽減対象所得金額 $(800\text{万円} \times \frac{\quad}{12} \times \frac{(1)}{(3)})$	4	円
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」)－(1)	2				
計 (1)＋(2)	3		(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 (1)と(4)のうち少ない金額)	5	

Ⅱ 通算法人の基礎控除額及び基礎控除残額の計算に関する明細書					
加算前基準法人税額 (別表一「45」)	6	円	基準法人税加算額 (別表一「46」)	10	円
他の通算法人の加算前基準法人税額の合計額 (別表十八(一)「35の計」)－(6)	7		他の通算法人の基準法人税加算額の合計額 (別表十八(一)「36の計」)－(10)	11	
計 (6)＋(7)	8		計 (10)＋(11)	12	
基礎控除額 $500\text{万円} \times \frac{\quad}{12} \times \frac{(6)}{(8)}$	9		基礎控除残額 $(500\text{万円} \times \frac{\quad}{12} - (8)) \times \frac{(10)}{(12)}$ (マイナスの場合は0)	13	

署受付 税印		令和 年 月 日	事業種目	※	青色申告	一連番号
税務署長殿		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	税	整理番号	
納税地	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	非中小法人		税	事業年度(至)	
本店又は主たる事務所の所在地(フリガナ)	同非区分	同族会社	非同族会社	務	売上金額	
法人名	旧納税地及び旧法人名等			署	申告年月日	
法人番号	恒久的施設の有無及びその種類	(有)	(無)	処	通信日付印	確認
代表者氏名/住所	添付書類	支店/長期建設工事現場等	代理人/その他	理	年月日	
(フリガナ)国内源泉所得に係る事業等の責任者		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		欄	申告区分	
				法人税	中間	期限後

令和 年 月 日

事業年度分の法人税

申告書

令和 年 月 日

課税事業年度分の地方法人税

申告書

課税事業年度分の防衛特別法人税

税理士法第30条の書面提出有

適用額明細書提出の有無

別表一の二 各事業年度の所得に係る申告書

外国法人の分(三枚中一枚目)

……

令八・四・一以後終了事業年度等分

この申告書に よる法人税 の計算	恒久的施設 帰属所得に 係る所得の 金額に 係る法人 税額の 計算等	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	十億	百万	千	円	その 他の 国内 源泉 所得に 係る 所得の 金額に 係る 法人 税額の 計算等	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	12	十億	百万	千	円
	法人税額 (61)+(62)	2						法人税額 (70)+(71)	13					
	法人税額の特別控除額 (別表六「六」5)	3						法人税額の特別控除額 (別表六「六」5)	14					
	差引法人税額 (2)-(3)	4						差引法人税額 (13)-(14)	15					
	リース特別控除戻税額等	5						リース特別控除戻税額等	16					
	法人税額計 (4)+(5)	6					00	法人税額計 (15)+(16)	17					00
	分配時調整外国税 相当額の控除額 (別表六「五の二」7)	7						控除税額 (17)と(72)のうち少ない金額	18					
	控除税額 (16)-(7)と(65)のうち少ない金額	8						差引所得に対する法人税額 (17)-(18)	19					
	差引所得に対する法人税額 (6)-(7)-(8)	9						欠損金の繰戻しによる 還付請求税額 (別表七「一」4の計)+(別表 七「三」9の計)+(別表七「三」12の計)+(別表 七「四」10の計)	20					
	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額 (別表七「一」5の計)	10						この申告が修正申告である 場合のこの申告により納付 すべき法人税額又は減少 する還付請求税額 (77)	21					
	納付 法人 税額	67のうちその他の国内源泉所得に 係る法人税額から控除できる金額 (19)と(67)のうち少ない金額	22					中間納付税額 (27)-(26)	29					
控除しきれなかった金額 (67)-(22)	23						欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	30						
74のうち恒久的施設帰属所得に 係る法人税額から控除できる金額 (9)と(74)のうち少ない金額	24						計 (29)+(30)+(31)	31						
控除しきれなかった金額 (74)-(24)	25						この申告が修正申告である 場合のこの申告により納付 すべき法人税額又は減少 する還付請求税額 (77)	32						
合計 (9)-(24)+(19)-(22)	26					00	外	33						
中間申告分の法人税額	27					00	外							
差引確定(中間申告の場合はその 法人税額)税額とし、マイナスの 場合は(30)へ記入	28					00	外							
課税標準法人税額 (6)+(6の外書1)+(17)+(17の外 書1)+(別表六「六」9の⑤)+(9の⑤)	34					000								
所得地方法人税額 (79)	35													
分配時調整外国税相当額の控除額 (別表六「五の二」8)+(16)+(6の⑤) ×(別表六「六」9の⑤)+(9の⑤)× 10.5%のうち少ない金額	36													
外国税額の控除額 (別表六「二」47)	37													
差引地方法人税額 (35)-(36)-(37)	38					00								
中間申告分の地方法人税額	39					00								
差引確定(中間申告の場合はその 税額とし、マイナスの場合は (41)へ記入)	40					00								
この申告による還付金額 (39)-(38)	41													

別表一の二次葉へ続きます

税理士名

		事業年度等		： ：		法人名													
この申告書による 防衛特別法人 税額の計算	課税標準法人税額の計算	基準法人税額 ((6)+(6の外書))+(17)+(17の外書))+(別表六(六)「9の⑧」+(9の⑨))	43	十億 百万 千 円					この申告による還付金額 (50)-(49)					52	外 十億 百万 千 円				
		基礎控除額 500万円× $\frac{1}{12}$	44						この申告が修正申告である場合					53					
		課税標準法人税額 (57)	45	000					確定防衛特別法人税額					54					
		防衛特別法人税額 (58)	46						還付金額					55					
		分配時調整外国税相当額の控除額 (((別表六(五の二)「8」)-(36))と (((6)+(6の外書)+(別表六(六)「9の⑧」+(9の⑨))× $\frac{(45)}{(43)}$ ×4%)のうち少ない金額)	47						欠損金の繰戻しによる 還付金額					56					
		外国税額の控除額 (別表六の二「54」)	48						この申告により納付すべき 防衛特別法人税額 ((51)-(53))若しくは((51)+(54)+(55))又は((54)-(52)) +((55)-(52の外書)))					57	000				
		差引防衛特別法人税額 (46)-(47)-(48)	49	00					防衛特別法人税額の計算					58					
		中間申告分の防衛特別法人税額	50	00					課税標準法人税額 (43)-(44) (マイナスの場合は0)					59	000				
		差引確定防衛特別法人税額 (49)-(50) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(52)へ記入)	51	00					同上の4%相当額					60					

別表一の二次葉一(三枚中二枚目) 令八・四・一以後終了事業年度等分

別表一の二次葉二へ続きます

事業年度等
:
法人名

法人税額の計算									
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	59	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	68	000
		その他の所得金額 (1)-(59)	60	000			その他の所得金額 (12)-(68)	69	000
		(59)の15%、17%又は19%相当額	61				(68)の15%、17%又は19%相当額	70	
		(60)の23.2%相当額	62				(69)の23.2%相当額	71	
	控除税額	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	63		控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	72		
		外国税の額 (別表六の二「15」)	64						
		計 (63)+(64)	65						
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額 (8)	66						
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (65)-(66)	67						

この申告が修正申告である場合の計算

この申告前の法人税額	75		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((28)-(75))若しくは((28)+(76))又は((76)-(32))	77	外	00
この申告前の還付金額	76	外				

地方法人税額の計算									
課税標準法人税額 (34)	78	000	(78)の10.3%相当額	79					

この申告が修正申告である場合の計算

この申告前の確定地方法人税額	80		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	
この申告前の中間還付額	81		この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)-(80))若しくは((40)+(81)+(82))又は(((81)-(41))+((82)-(41)の外書)))	83	00

別表一の二次葉二(三枚中三枚目) 令八・四・一以後終了事業年度等分

- 8 -

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
する税額の計算				
税額				円
(1)	の	10%	相当額	5
(2)	の	15%	相当額	6
(3)	の	20%	相当額	7
	計 (5) + (6) + (7)			8
金額の計算				
住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者等以外の法人	(別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」－「11」－「17」)－(別表六(六)「9の②」+「9の④」から「9の⑦」までの合計+「9の⑮」から「9の⑰」までの合計+「9の⑱」から「9の㉑」までの合計)	22	円
	中小企業者等	(別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」－「11」－「17」)－(別表六(六)「3」+「9の②」から「9の⑦」までの合計+「9の⑩」から「9の⑬」までの合計+「9の⑮」から「9の⑰」までの合計+「9の⑱」から「9の㉑」までの合計)	23	
	住民税額 (22)又は(23)×10.4%			24
	特定寄附金の支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25	
		調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%－(別表六(二)付表六「7の計」)×10.4%×20% (マイナスの場合は0)	26	
	住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27		
	住民税額 (24)－(27)	28		

別表三(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表四 令八・四・一以後終了事業年度分

【御注意】「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区 分		総 額		処 分	
		①	②	留 保	社 外 流 出
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		円	円	配 当 そ の 他	円
加 算	損金経理をした法人税、地方法人税及び防衛特別法人税(附帯税を除く。)	2			
	損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税	3			
	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)	5		そ の 他	
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7		そ の 他	
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8		そ の 他	
	通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表「5」)	9		外※	
		10			
	小 計	11		外※	
減 算	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12			
	納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13			
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「5」)	14		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※	
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		※	
	適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17		※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※	
	通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表「10」)	20		※	
		21			
合 計	小 計	22		外※	
	仮 計 (1) + (11) - (22)	23		外※	
	対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二)(二)「29」又は「34」)	24		そ の 他	
	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)(三)「10」)	25	△	※	△
	仮 計 (23)から(25)までの計	26		外※	
	寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		そ の 他	
	神鷹の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28		※	
	法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別表六(一)「6」の③)	29		そ の 他	
	税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)(二)「7」)	30		そ の 他	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)(二)「5」の②) + (別表十七(三)(六)「1」)	31		そ の 他	
合 計	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32			
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33		※	
	合 計 (26) + (27) ± (28) + (29) + (30) + (31) + (32) ± (33)	34		外※	
	契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	35			
	特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十九「13」、別表十(十)「11」又は別表十(十一)「16」若しくは「33」)	36	△		
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		※	
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※	
	差 引 (34)から(38)までの計	39		外※	
	更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	※	△
	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(二)「15」又は「11」)	41		※	
合 計	当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表「23」の計)	42		※	
	差 引 (39) + (40) ± (41) + (42)	43		外※	
	欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計) + (別表七(四)「10」)	44	△	※	△
	総 計 (43) + (44)	45		外※	
	新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表十三「43」)	46	△	※	△
	農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」 + 「42」の計)	47	△		
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	48	△		
	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(七)「21」 - 「11」)	49		※	
	特 許 権 等 の 譲 渡 等 に よ る 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十(五)「12」)	50	△	※	△
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額		52		外※	

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する
明細書

事 業 年 度	:	:	法人名	
---------	---	---	-----	--

別表五(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の式により検算ができます。

$$\begin{aligned} & \text{期首現在利益積立金額合計「31」①} + \text{「別表四」留保所得金額又は欠損金額「52」} - \text{中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額} \\ & = \text{中間分・確定分の通算税効果額の合計額} = \text{差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④} \end{aligned}$$

I 利益積立金額の計算に関する明細書									
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③ ④			
			減		増				
			①	②	③				
利 益 準 備 金	1	円		円		円		円	
積 立 金	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
	20								
	21								
	22								
	23								
	24								
繰越損益金（損は赤）	25								
納 税 充 当 金	26								
未 納 法 人 税 等 （各事業年度の所得に対するものに限る。）	未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税（附帯税を除く。）	27	△	△	中間	△		△	
					確定	△			
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28			中間				
					確定				
	未納道府県民税（均等割を含む。）	29	△	△	中間	△		△	
					確定	△			
	未納市町村民税（均等割を含む。）	30	△	△	中間	△		△	
					確定	△			
差 引 合 計 額	31								

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①－②＋③
			減	増	
			①	②	③
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円	円
資 本 準 備 金	33				
	34				
	35				
差 引 合 計 額	36				

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表五(二) 令八・四・一以後終了事業年度分

税 目 及 び 事 業 年 度			期 末 首 現 在	当 期 発 生 税 額	当 期 中 の 納 付 税 額			期 末 首 現 在
			未 納 税 額		充 当 金 取 崩 し 仮 払 経 理 に 損 金 経 理 に	よ る 納 付 による 納 付	未 納 税 額	
			①	②	③	④	⑤	①+②-③-④-⑤
法 及 び 人 税、 衛 地 方 特 別 法 人 税 税	： ：		1	円		円	円	円
	： ：		2					
	当 期 分	中 間	3		円			
		確 定	4					
	計		5					
道 府 県 民 税	： ：		6					
	： ：		7					
	当 期 分	中 間	8					
		確 定	9					
	計		10					
市 町 村 民 税	： ：		11					
	： ：		12					
	当 期 分	中 間	13					
		確 定	14					
	計		15					
事 特 別 業 法 人 事 業 税 及 び 税	： ：		16					
	： ：		17					
	当 期 中 間 分		18					
	計		19					
そ の 他	損 金 算 入 の も の	利 子 税	20					
		延 滞 金 (延 納 に 係 る も の)	21					
			22					
			23					
	損 金 不 算 入 の も の	加 算 税 及 び 加 算 金	24					
		延 滞 税	25					
		延 滞 金 (延 納 分 を 除 く 。)	26					
		過 怠 税	27					
			28					
			29					

納 税 充 当 金 の 計 算								
期 首 納 税 充 当 金	30	円	取 崩 し 額	損 金 算 入 の も の	36	円		
繰 入 額	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	31		損 金 不 算 入 の も の	37			
		32			38			
	計 (31)+(32)	33		仮 払 税 金 消 却	39			
取 崩 額	法 人 税 等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34		計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40			
	事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 (19の③)	35	期 末 納 税 充 当 金 (30) + (33) - (40)	41				

通 算 法 人 の 通 算 税 効 果 額 の 発 生 状 況 等 の 明 細						
事 業 年 度		期 末 首 現 在	当 期 発 生 額	当 期 中 の 決 済 額		期 末 首 現 在
		決 済 額		支 払 額	受 取 額	決 済 額
		①	②	③	④	⑤
： ：		42	円	円	円	円
： ：		43				
当 期 分		44	中 間	円		
			確 定			
計		45				

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五)の「5の③」-別表十七(三)の「1」) (マイナスの場合は0)	2		
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3		
	繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	5		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6		
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	7		
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8		
	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9		
	当国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	10		
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	11		
	(10)+(11) (マイナスの場合は0)	12		
	非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	13		
	(12)-(13) (マイナスの場合は0)	14		
	(9)×90%	15		
	調整国外所得金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16		
	法人税の控除限度額 (2)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17		
	法第69条第1項により控除できる金額 ((1)と(17)のうち少ない金額)	18		
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31の②」)	19		
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35の②」)	20		
	((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控除額	21		
	法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	22		
	当期に控除できる金額 (21)+(22)	23		
その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		24	円	円
当期の加算	納付した控除対象外国法人税額	25		
	交際費等の損金不算入額	26		
	貸倒引当金の戻入額	27		
		28		
		29		
		30		
		31		
		32		
		33		
		34		
他の外国源泉所得に係る減算	小計	35		
	貸倒引当金の繰入額	36		
		37		
		38		
		39		
		40		
		41		
		42		
		43		
		44		
算	小計	45		
	計 (24)+(35)-(45)	46		

別表六(二) 令八・四・一以後終了事業年度等分

Ⅱ 地 方 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書							
当 期 の 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (1)		47	円	地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (51) × $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)		52	円
法 人 税 の 控 除 限 度 額 (17)		48		地 方 法 第 12 条 第 1 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 ((49) と (52) の う ち 少 な い 金 額)		53	
差 引 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (47) - (48)		49		(53) 又 は 当 初 申 告 税 額 控 除 額		54	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 (別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の②」+「9の③」)	50	000	地 方 法 第 12 条 第 8 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 (別表六(二)付表六「13の計」)		55	
	地 方 法 人 税 額 (50) × 10.3% - ((別表六(五)の二「5の③」)+(別表十七(三)の六「1」)-(別表一「2」-「3」))と 0 の う ち 多 い 金 額 (マイナスの場合は 0)	51		外 国 税 額 の 控 除 額 (54) + (55)		56	

Ⅲ 防 衛 特 別 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書						
当 期 の 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (1)		57	円	防 衛 特 別 法 人 税 控 除 限 度 額 $(61) \times \frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「51」)	62	円
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (17) + (52)		58				
差 引 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (57) - (58)		59		防 確 法 第 16 条 第 1 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 ((59) と (62) の う ち 少 な い 金 額)	63	
防 衛 特 別 法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 ((別表一「2」-「3」-「47」) + (別表六(六)「9の㉔」 + 「9の㉕」)又は(((別表一「2」-「3」) + (別表六(六)「9の㉔」 + 「9の㉕」)) × $\frac{\text{別表一「49」}}{\text{別表一「45」 + 「46」}}$)	60	000	(63) 又 は 当 初 申 告 税 額 控 除 額	64	
				防 確 法 第 16 条 第 8 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 (別表六(二)付表六「20の計」)	65	
	防 衛 特 別 法 人 税 額 (60) × 4% - (((別表六(五)の二)「5の㉓」) + (別表十七(三)の六)「1」) - (別表一「2」 - 「3」) - (50) × 10.3%) と 0 の う ち 多 い 金 額) (マイナスの場合は 0)	61		外 国 税 額 の 控 除 額 (64) + (65)	66	

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業 年度等	：	：	法人名	
-----------	---	---	-----	--

別表六(二)付表五 令八・四・一以後終了事業年度等分

Ⅰ 通 算 法 人 の 法 人 税 の 控 除 限 度 額 の 計 算 に 関 する 明 細 書										
当期の法人税の調整前控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一「2」－「3」)－(別表六(五の二)「5の③」)－ (別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)		1	円	当期の法人税の調整前控除限度額の計算	(19)の金額が0を超える場合	非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	円	
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)		2				非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21		
	当期の法人税の調整前控除限度額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3				(20)のうち(21)に達するまでの金額	22		
		繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4				加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23		
		通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の二「5」)	5				加 算 調 整 額 $(22) \times \frac{(19)}{(23)}$	24		
		通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「11」)	6				調 整 前 国 外 所 得 金 額 (19) + (24)	25		
		当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)	7				(19)の金額が0を超える場合	調 整 前 国 外 所 得 金 額 の 合 計 額 (別表十八(一)「17の計」)	26	
		通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9の①」)	8				(14) × 90%	27		
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9				(26)－(27) (マイナスの場合は0)	28		
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10				調 整 金 額 $(28) \times \frac{(19)}{(23)}$	29		
		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11				調 整 前 国 外 所 得 金 額 (25)－(29)	30		
		組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12				調 整 前 控 除 限 度 額 $(2) \times \frac{(30)}{(14)}$	31		
	計 (3) + (4) + (5)－(6)－(7) + (8) + (9)－(10)－(11) + (12)	13		当 限 期 の 調 整 前 控 除 限 度 額			(31)の金額が0を超える場合	調 整 前 控 除 限 度 額 が 0 を 下 回 る 場 合 の そ の 下 回 る 額 の 合 計 額 (別表十八(一)「19の計」)	32	
	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」－「12の計」) (マイナスの場合は0)	14		法 整 の 人 額 の 計 算 除			調 整 前 控 除 限 度 額 の うち 0 を 超 え る も の の 合 計 額 (別表十八(一)「20の計」)	33		
	当期の調整前控除限度額	15		法人税の控除限度額 (31)－(34) (マイナスの場合は0)			控 除 限 度 調 整 額 $(32) \times \frac{(31)}{(33)}$	34		
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46の①」)	16								
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「46の②」) + (別表六(二)付表一「26」)	17								
	(17)のうち0を超える金額	18								
	加算前国外所得金額 (15) + (16)－(18)	19								

Ⅱ 通 算 法 人 の 地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書							
地 方 法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 (別表一「2」－「3」)＋(別表六(六)「9の㊸」＋「9の㊹」)	36	円 000 の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	(39) の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回 る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40	円
	地 方 法 人 税 額 (36)×10.3%－((別表六(五の二)「5の㊸」)＋ (別表十七(三の六)「1」)－(別表一「2」－「3」))と 0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	37		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	41		
	地 方 法 人 税 額 の 合 計 額 (別表十八(一)「31」の計)	38		控 除 限 度 調 整 額 (40) × $\frac{(39)}{(41)}$	42		
	調 整 前 控 除 限 度 額 (38) × $\frac{(30)}{(14)}$	39		地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (39)－(42) (マイナスの場合は0)	43		

Ⅲ 通 算 法 人 の 防 衛 特 別 法 人 税 控 除 限 度 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書							
防 衛 特 別 法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 (別表一「2」－「3」)＋(別表六(六)「9の㉔」＋「9の㉕」)－ (別表一付表「9」)又は((別表一「2」－「3」)＋(別表六 (六)「9の㉔」＋「9の㉕」))× $\frac{\text{別表一「49」}}{\text{別表一「45」＋「46」}}$	44	円	(47) の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回 る額の合計額 (別表十八(一)「39」の計)	48	円
	防 衛 特 別 法 人 税 額 (44)×4%－((別表六(五の二)「5の㉓」)＋(別表十七(三 の六)「1」)－(別表一「2」－「3」)－(36)×10.3%)と0のう ち多い金額) (マイナスの場合は0)	45		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「40」の計)	49		
				控 除 限 度 調 整 額 (48)× $\frac{(47)}{(49)}$	50		
	防 衛 特 別 法 人 税 額 の 合 計 額 (別表十八(一)「37」の計)	46		防 衛 特 別 法 人 税 控 除 限 度 額 (47)－(50) (マイナスの場合は0)	51		
調 整 前 控 除 限 度 額 (46)× $\frac{(30)}{(14)}$	47						

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表六 令八・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「18」+「19」+「20」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額相当額 (((5) - (1)) 又は当初申告税額控除不足額相当額)	(1) > (5) の場合 税額控除超過額相当額 (((1) - (5)) 又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
計							

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「53」)	(9)につき地方税法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方税法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9) + (10) - (11)	(12) > (8) の場合 税額控除不足額相当額 (((12) - (8)) 又は当初申告税額控除不足額相当額)	(8) > (12) の場合 税額控除超過額相当額 (((8) - (12)) 又は当初申告税額控除超過額相当額)
	8	9	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
計							

III 防衛特別法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「64」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「63」)	(16)につき防衛特別法人税法第16条第9項により対象前各課税事業年度の防衛特別法人税額に加算した金額	(16)につき防衛特別法人税法第16条第8項により対象前各課税事業年度の防衛特別法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (16) + (17) - (18)	(19) > (15) の場合 税額控除不足額相当額 (((19) - (15)) 又は当初申告税額控除不足額相当額)	(15) > (19) の場合 税額控除超過額相当額 (((15) - (19)) 又は当初申告税額控除超過額相当額)
	15	16	17	18	19	20	21
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
計							

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(三) 令八・四・一以後終了事業年度分

当 期 の 控 除 余 裕 額 又 は 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算										
控 除 限 度 余 裕 額 等	法 人 税 (別表六(二)「17」又は(別表六の二「11」))	1	円	控 除 余 裕 額	国 税 (1) - (7)	8	円	控 除 限 度 超 過 額		円
	地 方 法 人 税 (別表六(二)「52」又は(別表六の二「46」))	2								
	防 衛 特 別 法 人 税 (別表六(二)「62」又は(別表六の二「53」))	3								
	道 府 県 民 税 ((1) × 1%)又は(別表六(三)付表一「28の④」)	4								
	市 町 村 民 税 ((1) × 6%)又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)	5								
	計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	6								
控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (別表六(二の二)「21」)			7	控 除 限 度 超 過 額 (7) - (6)			12			
前 3 年 以 内 の 控 除 余 裕 額 又 は 控 除 限 度 超 過 額 に 関 す る 明 細										
事 業 年 度	区 分		控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額				
			前期繰越額又は 当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①－②	前期繰越額又は 当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④－⑤		
			①	②	③	④	⑤	⑥		
・ ・ ・ ・	国 税	13	円	円		円	外	円		
	道府県民税	14								
	市町村民税	15								
・ ・ ・ ・	国 税	16		円			外		円	
	道府県民税	17								
	市町村民税	18								
・ ・ ・ ・	国 税	19					外			
	道府県民税	20								
	市町村民税	21								
・ ・ ・ ・	国 税	22					外			
	道府県民税	23								
	市町村民税	24								
・ ・ ・ ・	国 税	25					外			
	道府県民税	26								
	市町村民税	27								
・ ・ ・ ・	国 税	28					外			
	道府県民税	29								
	市町村民税	30								
合 計	国 税	31					外			
	道府県民税	32								
	市町村民税	33								
	計 (31) + (32) + (33)	34								
当 期 分	国 税	35	(8)			(12)	外	(別表六(二の二) 「20」 - (34の外))		
	道府県民税	36	(9)							
	市町村民税	37	(10)					(34の②)		
	計 (35) + (36) + (37)	38	(11)	(34の⑤)						

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六の二
令八・四・一以後終了事業年度等分

Ⅰ 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)		1	円	区 分			国外所得対応分	①のうち非課税所得分	
							①	②	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一の二「4」)－(別表六(五)の二「5」の③) (マイナスの場合は0)		2	当期の国外源泉所得			16	円	円
				当 期			16		
				の 加			17		
				外 国			18		
				源 泉			19		
				所 得			20		
				に 係			21		
				る 所			22		
				得 の			23		
				金 算			24		
				額 の			25		
				計 算			26		
				の 小			27		
				計			28		
				の 計			29		
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)		8	の 減			30		
				る 所			31		
				得 の			32		
				金 算			33		
				額 の			34		
				計 算			35		
				の 小			36		
				計			37		
				の 計			38		
				非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)			39		
				計 (38)－(39)			40		

Ⅱ 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (1)		41	円	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)＋(別表六(六)「9」の②)＋「9」の⑤)			44	円	000
法人税の控除限度額 (11)		42		恒久的施設帰属地方法人税額 (44)×10.3%－((別表六(五)の二「5」の③)－(別表一の二「4」))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)			45		
差引控除対象外国法人税額 (41)－(42)		43		地方法人税控除限度額 (45)× $\frac{(10)}{(7)}$			46		
				外国税額の控除額 ((43)と(46)のうち少ない金額)			47		

Ⅲ 防衛特別法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (1)		48	円	課税標準法人税額 ((別表一の二「4」)＋(別表六(六)「9」の②)＋「9」の⑤))× $\frac{(別表一の二「45」)}{(別表一の二「43」)}$			51	円	000
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (11)＋(46)		49		恒久的施設帰属防衛特別法人税額 (51)×4%－((別表六(五)の二「5」の③)－(別表一の二「4」)－(44)×10.3%)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)			52		
差引控除対象外国法人税額 (48)－(49)		50		防衛特別法人税控除限度額 (52)× $\frac{(10)}{(7)}$			53		
				外国税額の控除額 ((50)と(53)のうち少ない金額)			54		

各通算法人の所得金額等、地方法人税額等及び加算前基準法人税額等に関する明細書

事業年度等	：	：	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表十八(一) 令八・四・一以後終了事業年度等分

法人名	1	通算親法人					計
法人番号	2						
納税地	3						
事業年度等	4						

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書							
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (「(別表四「39の①」)－(別表七(三)「9」)」が0以上の場合のその0以上の額)	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」)－(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」－「2」) (マイナスの場合は0)	21						
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」－「4の計」) (マイナスの場合は0)	22						
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の二「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の二「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表「1」)	29						
支払利子合計額 (別表八(一)付表「6」)	30						

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書							
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

III 各通算法人の加算前基準法人税額等に関する明細書							
加算前基準法人税額 (別表一付表「6」)	35	円	円	円	円	円	円
基準法人税加算額 (別表一付表「10」)	36						
防衛特別法人税額 (別表六(二)付表五「45」)	37						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「47」)	38						
(38)が0を下回る場合のその下回る額	39						
(38)のうち0を超える金額	40						

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書
防衛財確法第二十一条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

業務受理印		令和 年 月 日	通算グループ整理番号			
		税務署長殿	整 理 番 号			
納 税 地	(電話番号 — —)		前 事 業 年 度 等	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日		
(フリガナ)			令和 年 月 日 事業年度分予定申告書 課税事業年度分予定申告書 (地 方 法 人 税) 令和 年 月 日 課税事業年度分予定申告書 (防 衛 特 別 法 人 税)	税務署処理欄	通 信 日 付 印	確 認
法 人 名						
法人番号						
(フリガナ)					年 月 日	
代 表 者			税 理 士 名			
代 表 者 所 住			署			

別表十九 令九・十・一以後提出分

法人税額の計算				地方法人税額の計算				防衛特別法人税額の計算			
修正・更正・決定の年月日				修正・更正・決定の年月日				修正・更正・決定の年月日			
令和 年 月 日				令和 年 月 日				令和 年 月 日			
前事業年度の法人税額	法人税額	百万	千円	前課税事業年度の地方法人税額	地方法人税額	百万	千円	前課税事業年度の防衛特別法人税額	防衛特別法人税額	百万	千円
	同上のうち土地譲渡税額等及び税額控除超過額相当額等の加算額		00		同上のうち税額控除超過額相当額等の加算額等		00		同上のうち税額控除超過額相当額等の加算額等		00
	差引法人税額				差引地方法人税額				差引防衛特別法人税額		
	月数換算 同上の税額 × $\frac{\text{前事業年度の月数}}{\text{前課税事業年度の月数}}$				月数換算 同上の税額 × $\frac{\text{前課税事業年度の月数}}{\text{前課税事業年度の月数}}$				月数換算 同上の税額 × $\frac{\text{前課税事業年度の月数}}{\text{前課税事業年度の月数}}$		
納付すべき法人税額				納付すべき地方法人税額				納付すべき防衛特別法人税額			
百万 千円 00				百万 千円 00				百万 千円 00			
この申告場が修正申告	この申告前の法人税額		00	この申告場の修正申告	この申告前の地方法人税額		00	この申告場の修正申告	この申告前の防衛特別法人税額		00
	この申告により増加する法人税額		00		この申告により増加する地方法人税額		00		この申告により増加する防衛特別法人税額		00

法人税法第百四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書
地方税法第百六条第一項の規定による予定申告書
防衛財確法第二十一条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

税務署受付印		令和 年 月 日 税務署長殿		整理番号			
納税地 (電話番号 — —)		前事業年度等		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		通信日付印 確認 年 月 日	
本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)							
法人名		令和 年 月 日 事業年度分予定申告書 (課税事業年度分予定申告書) (地方税法)		税務署処理欄			
法人番号		令和 年 月 日 課税事業年度分予定申告書 (防衛特別法人税)					
代表者							
代表者住所 (フリガナ)				税理士名			
国内源泉所得に係る事業等の責任者							

別表十九の二 令九・十・一以後提出分

法人税額の計算				地方法人税額の計算				防衛特別法人税額の計算			
修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日				修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日				修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日			
前事業年度の法人税額	法人税額	百万	千円 00	前課税事業年度の地方法人税額	地方法人税額	百万	千円 00	前課税事業年度の防衛特別法人税額	防衛特別法人税額	百万	千円 00
	同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額				同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額				同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額		
	差引法人税額				差引地方法人税額				差引防衛特別法人税額		
月数換算 同上の税額 × 前事業年度の月数				月数換算 同上の税額 × 前課税事業年度の月数				月数換算 同上の税額 × 前課税事業年度の月数			
納付すべき法人税額				納付すべき地方法人税額				納付すべき防衛特別法人税額			
百万 千円 00				百万 千円 00				百万 千円 00			
この申告場が修正申告	この申告前の法人税額		00	この申告場が修正申告	この申告前の地方法人税額		00	この申告場が修正申告	この申告前の防衛特別法人税額		00
	この申告により増加する法人税額		00		この申告により増加する地方法人税額		00		この申告により増加する防衛特別法人税額		00